

尾鷲市スポーツ推進計画

平成27年12月

尾鷲市教育委員会

目次

序章 計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 現状と課題

- (1) スポーツを取りまく社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 尾鷲市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 基本構想

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 基本施策

- (1) 健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進・・・・・・・・ 12
- (2) 互いの力を高め合う競技スポーツの振興・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり・・・・・・・・ 16

資料編

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 市内に所在する公共スポーツ関連施設の概要・・・・・・・・・・・・ 23
- 尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 24
- 尾鷲市スポーツ推進計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

序章 計画の概要

【1】計画策定の趣旨

本市は、平成24年度に策定した「第6次尾鷲市総合計画」において、目指す市の将来像を「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」と掲げており、この実現に向けてスポーツの振興は大きな役割を担っていきます。

スポーツは、心身の健康の維持増進を図り、活力に満ちた健康長寿社会を形成する一助となるだけでなく、スポーツを通して世代間交流が促されることにより、地域の一体感を醸成し、コミュニティ活動の活性化につなげることが期待できます。また、青少年にとっては、体力や技術が向上するだけでなく、公正さと規律を尊ぶようになるなど人格形成に大きな影響を与え、地域の代表としての目覚めにもつながり、「おわせ人^{びと}」育成の土台づくりに大きく寄与するものです。

スポーツは地域と地域の交流を活性化させる効果があることから、近隣市町を含めた視点による体系的かつ計画的なスポーツ振興施策が必要です。

誰しもが望んだ時に気軽にスポーツを楽しめる環境を作っていくため、基本理念を【だれもが楽しめるスポーツの振興 『スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲』】として、その実現に向けた指針となるように尾鷲市スポーツ推進計画を策定します。

【2】計画の位置づけ

本計画はスポーツ基本法により、本市の実状に即した計画を定めるものであり、「第6次尾鷲市総合計画」及び「尾鷲市教育ビジョン」の生涯スポーツの推進に関する部門として位置付けます。

【3】計画の期間

本計画は10年を1期間とし、5か年ごとに前期・後期と区分し、国、県及び本市の状況等を見合わせながら、現状の点検・評価（成果と課題）を行い、実状に即した取り組みを施策として実施していきます。

【4】計画の構成

この計画は、「現状と課題」、「基本構想」及び「基本施策」で構成しています。

はじめに「現状と課題」でスポーツを取りまく社会環境及び本市の現状を踏まえつつ、スポーツに関する課題を整理しています。

そして、「基本構想」で計画推進における基本となる考え方を示すとともに、「基本施策」でスポーツ振興に向けた基本的な推進方法を示しています。

第1章 現状と課題

【1】スポーツを取りまく社会環境

近年、少子高齢化や高度情報化、国際化などが進み、本市においても市民の価値観やライフスタイルが多様化するなかで、スポーツを取りまく環境において次のような変化が見られます。

①少子化と子どものスポーツ環境

学習塾等の校外学習や、テレビゲーム機等の室内遊びの増加による外遊びやスポーツ活動時間の減少、空き地などの手軽に遊べる場所の減少に加え、少子化によって地域のスポーツ団体（スポーツ少年団）が成立しない状況や、中学校運動部の休部・廃部が増加するなど、子どもたちの運動する機会が減少しています。

また、少年期のスポーツ活動の大切さが提唱されるなかで、指導者不足などからスポーツをする楽しさに触れる機会も少なくなり、子どもたちのスポーツ離れが進んでいます。

②高齢化による余暇活動の多様化

本市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は平成26年10月1日時点で39.3%と、市民の約4割を高齢者が占めており、なかでも一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯が増加しています。こうしたなか、健康でいきいきとした高齢者も増えており、余暇を積極的に活用してさまざまな活動に取り組んでいる方のなかに、自らスポーツを行う人、見て楽しむ人、また指導者として関わる人など、スポーツに関わる方も増えています。

現在、団塊世代と言われる多くの方が退職を迎えるなかで、余暇が増え、「する・見る・支える」などさまざまな形でスポーツに関わる人が増えてくる可能性があります。

【参考】尾鷲市の人口推移

（単位：人・各年度10月1日現在）

年代別	0~19	20代	30代	40代	50代	60代	70~	計
平成22年度	3,117	1,535	2,017	2,255	2,836	3,824	5,577	21,161
平成23年度	3,045	1,460	1,933	2,215	2,717	3,687	5,712	20,769
平成24年度	2,878	1,450	1,798	2,250	2,622	3,587	5,820	20,405
平成25年度	2,801	1,400	1,681	2,239	2,530	3,486	5,875	20,012
平成26年度	2,674	1,367	1,609	2,196	2,466	3,375	5,946	19,633

③体力の低下とストレスの増大

日常生活が便利になったことに伴い、近い距離でも自動車等が出かけるなど体を動かす

機会が減少し、その結果、体力や運動能力の低下を招き、生活習慣病にかかる人も増えつつあります。

また、現代はストレス社会と言われるように、学校や職場、地域社会、さらに家庭においても、人々はさまざまなストレスを抱えて生活しています。こうしたストレスの増大に加え、食生活の変化等から生活習慣病などの病気にかかる人が増える傾向にあるなかで、心身両面にわたる健康の保持増進や体力の向上に役立つスポーツの重要性が、あらためて見直されています。

④人間関係の希薄化

多様化する価値観と個々人を尊重する意識の普及や、地域での共同作業の減少、さらに高齢者世帯の増加に伴い、血縁や地縁による人間関係が希薄になりつつあります。そうしたなか、スポーツを通じて交流を深めることで、家庭の絆や地域における人々のつながりを強めていこうという動きがみられます。

こうした住民相互の新たな連携は、それぞれの地域が持つ教育力や生活安全面の機能を高め、地域全体の活性化につながるものであり、その媒体となるスポーツが果たす役割は大きいと言えます。

【2】尾鷲市の現状と課題

スポーツをとりまく本市の現状と諸課題についても、少子高齢化や人口減少などによる影響と、多様化する人々の価値観やライフスタイル、社会の在り方に伴う影響が、随所に現れています。

①生涯スポーツの推進状況

生涯にわたって市民の誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すためには、身近な地域において子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人がそれぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる「総合型地域スポーツクラブ」が重要な役割を担います。

国においても全国でその育成を進めているところであり、本市には平成20年に「光ヶ丘スポーツクラブ」が創設されていますが、現在のところ運営面等において育成・支援などが必要な状況にあります。

また、子どもから高齢者までが気軽に楽しめるスポーツとして「ニュースポーツ」の普及も図ってきましたが、その存在があまり知られていないこともあり、市民的に健康志向が強いにもかかわらず、競技人口は少ない状況にあります。

尾鷲市体育文化会館で用具の貸出が可能なニュースポーツ（11競技）

・クロリティー	・バグジー	・ユニカール
・シャッフルボード	・バンブーダンス	・ラウンドパスゲーム
・ディスクゲッター	・フロートR	・リングキャッチ
・ドッジビー	・ペタンク	

②競技スポーツの状況

本市における競技スポーツは、尾鷲市体育協会を中心に、加盟競技団体が各種競技大会を開催するなど、行政との連携を図りながら進められてきました。

しかし、現在体育協会やスポーツ少年団を含む各競技団体、小・中・高等学校が連携し、組織的かつ計画的に選手を育成するシステムが確立されていません。

今後は、ジュニア期からの一貫した指導システムの整備や競技人口の底辺拡大、より高い指導力や高度な専門知識を有する競技スポーツ指導者の養成などの取り組みが必要です。

③学校の体育・スポーツの状況

本市の児童・生徒については、ライフスタイルの変化により体を動かす機会が減少しているなか、体を動かす場や機会をできる限り多く確保する観点から、体育の授業だけでなく総合的な学習の時間、運動部活動など学校教育活動全体を通じて、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培うとともに、体力の向上を図ることについて、各学校の積極的な取り組みが必要となります。

中学校の運動部活動では、少子化に伴う生徒数の減少によって参加生徒数も減少し、団体競技によってはチームを編成すること自体が困難な状況が生じています。また、各校運動部の競技種目数に対して、専門的な指導技術をもった教員数が不足しており、専門外の指導を行わざるを得ない状況にあることなど、生徒のニーズに十分対応できない状況もあります。

そうしたなかで、一部の部活動には外部指導者が活用されていますが、今後さらに外部指導者の導入を進めていく必要があります。このような制度構築に向けては、練習や大会参加における責任者の問題や人材確保などの検討課題があり、体育協会やスポーツ少年団との連携・交流が必要です。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（小学校）

調査項目	尾鷲市：小学校5年男子			全国	尾鷲市：小学校5年女子			全国
	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
握力	53.3	51.7	52.0	50.0	52.5	51.4	52.0	50.0
上体起こし	49.2	51.7	50.9	50.0	49.7	51.9	50.6	50.0
長座体前屈	51.3	57.2	55.6	50.0	49.4	53.3	57.0	50.0
反復横跳び	62.0	51.9	52.4	50.0	63.6	49.7	54.2	50.0
20mシャトル	49.3	48.6	47.4	50.0	49.9	47.5	48.0	50.0
50m走	51.8	50.9	48.5	50.0	54.0	51.5	49.1	50.0
立ち幅跳び	45.0	53.3	49.4	50.0	47.3	52.4	51.1	50.0
ソフトボール投げ	57.0	53.3	55.0	50.0	58.8	56.5	60.8	50.0
体力合計点	52.4	53.1	51.3	50.0	54.0	53.0	54.3	50.0

※その年の全国平均値 50.0 とし、相対的な位置を示した得点。

※尾鷲市では、男女とも「筋力」「柔軟性」「俊敏性」「^{こま}緻性・投球能力」に強みが、「全身持久力」に弱みが見られる。合計点としては、男女とも全国平均を上回っている。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（中学校）

調査項目	尾鷲市：中学校2年男子			全国	尾鷲市：中学校2年女子			全国
	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
握力	49.6	51.6	49.4	50.0	47.2	49.5	53.2	50.0
上体起こし	45.1	45.2	48.1	50.0	47.4	48.7	46.2	50.0
長座体前屈	41.8	49.2	49.6	50.0	40.2	47.1	51.8	50.0
反復横跳び	45.3	53.3	51.3	50.0	49.6	52.5	50.6	50.0
20mシャトルラン	47.4	48.3	48.1	50.0	36.0	47.3	47.9	50.0
50m走	48.4	47.1	49.2	50.0	44.7	49.5	49.0	50.0
立ち幅跳び	46.9	47.7	48.3	50.0	40.9	47.9	50.6	50.0
ハンドボール投げ	50.3	51.9	48.1	50.0	54.0	55.7	53.7	50.0
体力合計点	44.6	47.1	48.0	50.0	45.2	49.6	50.4	50.0

※その年の全国平均値 50.0 とし、相対的な位置を示した得点。

※尾鷲市では、男子は「俊敏性」に、女子は「筋力」「柔軟性」「巧緻性・投球能力」に強みが見られ、男女とも「全身持久力」「筋パワー・筋持久力」に弱みが見られる。合計点の推移から全般的な体力の向上が見られるが、男子については全国平均を下回っている。

④スポーツ組織・団体の状況

本市のスポーツ推進委員は現在14名で活動しており、生涯スポーツの担い手として地域における体育・スポーツの指導や普及活動を推進しています。スポーツ団体としては、21の加盟団体からなる尾鷲市体育協会や9種目からなる尾鷲市スポーツ少年団があり、また、地域や職場単位では多くの市民サークルや団体もスポーツ活動を行っています。

特にスポーツ振興の中核を担う体育協会では、組織の充実を図るため、近年のスポーツを取りまく環境の変化に伴う学校部活動等との関わり方や、運営や連携体制についての検討を加え、より大きな成果が得られるようにしていく必要があります。

尾鷲市体育協会加盟団体（21団体）

・空手道協会	・相撲連盟	・バスケットボール協会
・弓道協会	・ソフトテニス協会	・バドミントン協会
・剣道連盟	・ソフトボール協会	・バレーボール協会
・柔道協会	・体操協会	・ハンドボール協会
・少林寺拳法協会	・卓球協会	・ヨット協会
・水泳協会	・テニス協会	・陸上競技協会
・スキー協会	・軟式野球連盟	・レスリング協会

尾鷲市スポーツ少年団（9団体） 過去6年間の登録人数の推移（単位：人・各年度当初）

	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
尾鷲剣道スポーツ少年団	21	22	27	27	13	7
尾鷲柔道スポーツ少年団	26	23	26	17	18	17
尾鷲ソフトボール少年団	38	36	36	34	21	22
尾鷲卓球スポーツ少年団	15	15	14	13	15	5
尾鷲バドミントンスポーツ少年団	39	16	14	7	34	50
尾鷲バレーボールスポーツ少年団	—	—	—	12	10	11
尾鷲ミバスケボールスポーツ少年団	25	21	26	21	22	10
尾鷲野球スポーツ少年団	31	36	28	25	24	27
尾鷲陸上スポーツ少年団	48	60	57	54	53	49
計	243	229	228	210	210	198

⑤スポーツ施設の状況

本市のスポーツ施設は、体育文化会館、トレーニング室、武道場、運動場、テニスコート、野球場などが整備されていますが、老朽化が進んでいることや市民のスポーツニーズが多様化してきたことなどから、市民要求を満たしていない状況にあります。また、利用状況においても、人口減などにより利用者数が低下している施設も少なくありません。

なお、現在の本市の財政のもとでは、市民から要望の多い市民プール等の新たな施設を早急に建設することは厳しい状況にあります。また、「だれもが楽しめるスポーツ」の観点から、既存施設の改修や適切な管理、設備の更新や環境整備等が必要となります。

尾鷲市運動施設等の利用状況

(単位：人)

	施設名						合計
	体育文化会館	トレーニング室	武道場	市営運動場	テニスコート	市営野球場	
平成21年度	25,546	8,202	24,391	26,257	6,322	8,818	99,563
平成22年度	28,506	7,080	20,313	16,979	1,920	11,996	86,794
平成23年度	31,210	7,750	17,956	24,728	3,004	9,440	94,088
平成24年度	30,417	8,147	13,481	24,246	2,948	11,680	90,919
平成25年度	28,276	6,626	14,158	25,193	3,220	10,340	87,813
平成26年度	28,118	5,463	10,490	22,077	880	6,270	73,298

※平成22年度市営運動場・テニスコート利用者数の減少は改修工事による。

※平成24年度武道場利用者数の減少は尾鷲中学校武道場の整備に伴うもの。

※平成26年度テニスコート利用者数の減少はジュニアテニス教室の未開催による。

尾鷲市運動施設の建設年

名 称	建 設 年	名 称	建 設 年
尾鷲市体育文化会館	昭和42年 7月	尾鷲市立武道場	昭和56年12月
尾鷲市立運動場	昭和42年 7月	テニスコート	昭和42年 7月
尾鷲市営野球場	昭和62年 3月	尾鷲市九鬼体育館	昭和52年10月

※テニスコートについては、昭和62年2月に改良整備を実施。

※尾鷲市九鬼体育館については、平成21年3月の九鬼中学校廃校に伴い移管。

⑥学校施設の開放状況

本計画の基本理念である【だれもが楽しめるスポーツの振興 『スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲』】の実現に向けた環境の整備を行うためには、地域の身近なスポーツ施設を確保することが重要なポイントとなります。

地域共通の財産である学校施設は、活用のしやすさが求められており、「開放利用型」から学校と地域社会の「共同利用型」へと移行させ、空き教室を利用するなど、よりいっそう学校開放を進めるとともに、より多くの市民が利用しやすくなるよう、施設環境を整備する必要があります。

開放対象となる学校施設（学校教育に支障のない範囲で開放：平成27年4月1日現在）

名 称	開放施設	名 称	開放施設
尾鷲中学校	体育館・武道場・テニスコート	輪内中学校	体育館
尾鷲小学校	体育館	宮之上小学校	体育館
矢浜小学校	体育館	向井小学校	体育館

【参考】県立学校施設の開放（学校教育に支障のない範囲で開放：平成27年4月1日現在）

名 称	開放施設	備 考
三重県立尾鷲高等学校	武道場・テニスコート・弓道場	本校
	武道場・運動場・レスリング場	光ヶ丘校舎
東紀州くろしお学園 尾鷲分校	体育館	尾鷲高等学校光ヶ丘校舎内

第2章 基本構想

【1】基本理念

だれもが楽しめるスポーツの振興

～ スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲 ～

人々の価値観やライフスタイルが多様化している今日においては、人生をより豊かで充実したものとするために、スポーツは欠くことができないものとして、重要性がますます高まっています。

スポーツは「こころ」と「からだ」を健全に育むとともに、人と人との交流を深め、明るく活力に満ちた生きがいのある生活を送るうえで重要な役割を果たしており、本市における「おわせ人^{びと}」の土壌となるとともに、コミュニティの活性化を図るうえでも役割が大きいものと考えます。

そこで、本市では、「誰もが」「望んだ時に」「好きなレベルで」「さまざまな」スポーツを実践でき、ライフステージに応じて楽しむことができるよう、「生涯スポーツ」を確立することを目指し、【だれもが楽しめるスポーツの振興 『スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲』】を基本理念として、その実現に向けて取り組んでまいります。

【2】基本目標

本計画におけるスポーツは、運動競技とともに、ウォーキングや体操などの比較的軽い運動、海水浴や登山、スキューバダイビングやレクリエーションといったものも含めた幅広いものとして捉えます。

また、単に「競技する」だけでなく、他者の優れた競技を「観戦する」ことや、競技者の育成、審判やスタッフとして参画するなど「支援する」ことも含めて、スポーツ活動の一環であると考えます。

少子高齢化と人口減少が進み厳しい財政状況下にある本市において、効率的に生涯スポーツの振興を図るためには、年少期、成年期、高齢期など、それぞれの現状と課題や社会背景に応じた取り組みに対して、多くの人や組織が関わることのできる仕組み作りが肝心です。

これらを踏まえ、基本理念の実現に向けて次の3つを基本目標に掲げ、計画的に取り組めます。

①健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進

市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツに親しめるよう、地域、学校、スポーツ団体及び行政が連携して参加機会の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康の増進及び市民の体力づくりに努めます。

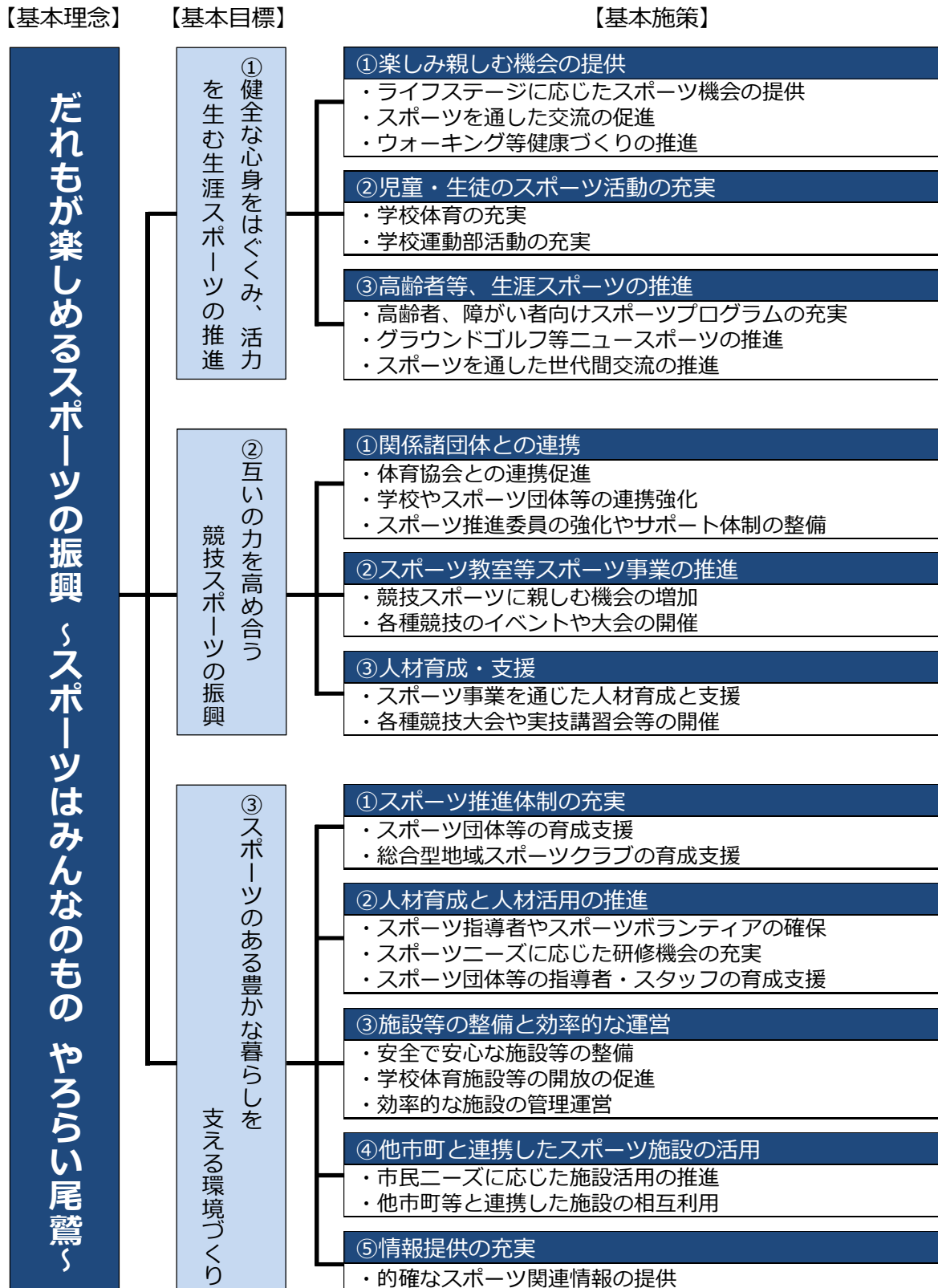
②互いの力を高め合う競技スポーツの振興

市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起して競技人口の拡大を図るとともに、関係団体と連携し、優れた競技者の育成及びそれを支える指導体制づくりに努めます。

③スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり

だれもが気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、多様化するニーズに適切に対応し、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、施設や環境の充実や優秀な指導者の育成、適切な情報提供などのスポーツ振興を推進する環境づくりに努めます。

【3】施策体系



第3章 基本施策

【1】健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進

①楽しみ親しむ機会の提供

- ・ライフステージに応じたスポーツ機会の提供
- ・スポーツを通じた交流の促進
- ・ウォーキング等健康づくりの推進

スポーツは、ルール、マナー、技術、そして楽しさの体験という共通性を持ち、容易に人と人との交流、相互理解を育みます。また、スポーツを通じた世代間や地域間の交流は、市民の連帯感の醸成や文化・経験・伝統の継承につながるなど、「おわせ人^{びと}」の土壌にもなります。喜びとふれあいがあふれるスポーツ活動は、生涯にわたる継続したスポーツの実践につながり、スポーツによる健康づくり、生きがいをづくりを可能にし、そのことによって、健康の保持、生活習慣病の予防、心の健康等に効果をもたらすことが認められています。今後、高齢化がさらに加速することや、運動不足や遊びの減少などによる子どもの体力・運動能力の低下傾向を踏まえて、幼児から高齢者まで、市民が主体的に健康・体力づくりに取り組むことができるよう、市全体の取り組みとして市民の健康・体力づくりを推進します。

健康づくりにつながる身近なスポーツとしてはウォーキングがあります。ウォーキングは、本市では東紀州を縦断する世界遺産熊野古道のうち、「馬越峠道」「八鬼山越え」「三木峠道・羽後峠道」「曾根次郎坂太郎坂」があり、熊野古道ウォーキングとして世界遺産を通じた地域交流が図られています。また、市内各所をフィールドとしたツデーウォークやココロとカラダの健康増進ウォーキング事業も実施されており、熊野古道だけでなくココロとカラダの健康ウォーキングマップで、来訪者も気軽に市内を巡れるようコースが設定されています。誰もが気軽に親しめ健康増進や交流促進にもつながるウォーキングを、本市の生涯スポーツ振興におけるコミュニティスポーツ（参加や競技を通じて地域の連帯感の醸成やコミュニティ再生の一助となるようなスポーツ）と捉え、普及に努めます。

②児童・生徒のスポーツ活動の充実

- ・学校体育の充実
- ・学校運動部活動の充実

学校体育では、児童・生徒の発育段階に応じて基礎的な体力・運動能力を高め、多様な運動に触れさせることにより、自分にあったスポーツを選択し、一人ひとりの能力・適性を伸ばすことが大切です。児童・生徒が主体的にスポーツ活動に参加し、その能力が発揮できるよう学校体育の充実に図ります。また、学校体育指導者の研修の充実、学校体育施

設・設備の拡充に努めていくほか、児童・生徒が地域のスポーツ大会に積極的に参加できるよう、学校・地域・家庭の連携を図ります。

学校運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学級や学年を越えて生徒が自主的に活動することにより、協調性や忍耐力、コミュニケーション力などを育てる高い教育的な意義があります。また、仲間や顧問教員との大切なふれあいの場でもあり、豊かな学校生活にもつながります。

なお、三重県立尾鷲高等学校の水泳部は、平成26年度から三重県の強化指定運動部に指定されており、部員らが学校内で通年の練習ができるよう設備の充実を図るとともに、併せて、尾鷲中学校水泳部との合同練習により双方の競技力向上が期待されることから、尾鷲高等学校のプールの温水化について、引き続き三重県に対して働きかけていきます。

③高年齢者等、生涯スポーツの推進

- ・高年齢者、障がい者向けスポーツプログラムの充実
- ・グラウンドゴルフ等ニュースポーツの推進
- ・スポーツを通じた世代間交流の推進

高齢者は、加齢に伴い身体的機能が低下し、病気に対する抵抗力や回復力も衰え、また日常生活も閉じこもりがちになります。そのためにも、自ら健康づくりを心がけ、軽度の身体的活動の機会をできるだけ増やすことが望まれます。運動や趣味の活動を通して、仲間や他の世代との交流を深めることができるよう努めるとともに、多くの高齢者がスポーツに親しむことができるよう、高齢者スポーツクラブの育成に努めます。

ノーマライゼーションの理念（障がいの有無などで区分されることなく、「ともに暮らし参画することが本来の望ましい社会の姿」とする考え方）が広がっているにも関わらず、障がい者のスポーツへの参加の機会が非常に少ない状況にあります。本市では、尾鷲市社会福祉協議会や尾鷲市身体障がい者互助会と共催で、障がいの有無に関わらず参加できる「尾鷲市ふれあいスポレク祭」を毎年秋に開催し、地域とのふれあいやレクリエーション等に親しむ機会を設けていますが、障がい者がスポーツに親しむきっかけづくりやスポーツを日常的に行えるような環境づくりがいっそう求められます。そのため、スポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者が積極的にスポーツを行い、楽しみ、健康維持や体力増強ができるよう、参加機会の拡大に努めます。

さらに、ニュースポーツは、だれもが気軽に身体を動かし、コミュニケーションやスポーツを楽しみながら交流を深めることができます。スポーツ・レクリエーション大会などの機会を通してニュースポーツを紹介し、その普及を図ります。

ニュースポーツであるグラウンドゴルフやユニカールは、尾鷲市老人クラブ連合会を中心に世代間交流の取り組みが実施されていますが、今後もこの活動が継続されるよう関係機関と連携を図り、支援を継続します。

【2】互いの力を高め合う競技スポーツの振興

①関係諸団体との連携

- ・ 体育協会との連携促進
- ・ 学校やスポーツ団体等の連携強化
- ・ スポーツ推進委員の強化やサポート体制の整備

尾鷲市体育協会は、所属する連盟・団体との連携をいっそう図ることにより、市民のスポーツ活動の受け皿としての役割を高めるとともに、スポーツ活動の活性化につながるよう、各関係機関との協力体制の確立を図ります。

また、競技力の向上につなげるため、学校におけるスポーツ活動と尾鷲市体育協会・尾鷲市スポーツ少年団本部が連携する機会の創出に努めます。

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整等の活動も求められています。そのため、必要な技能・能力の向上に資する研修等への参加を支援するとともに、スポーツ推進委員の活動の場の拡充を図り、より住民ニーズに対応したスポーツ事業が展開できるよう努めます。

②スポーツ教室等スポーツ事業の推進

- ・ 競技スポーツに親しむ機会の増加
- ・ 各種競技のイベントや大会の開催

年少期には、さまざまなスポーツを体験し、スポーツを楽しみ、スポーツ習慣を形成することが大切です。若年層の競技選手の育成を図るため、競技団体と連携し、必要に応じて支援を行っていきます。また、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートをめざそうという気概を育むため、プロスポーツ選手等による講習会や講演会などの開催に努めます。

また、平成33年には三重県において国民体育大会（愛称：三重とこわか国体）が実施される予定であり、本市では競技種目の開催誘致に向けて取り組んでいるところです。市内における競技選手らの練習環境の整備・調整および大会開催等を目指した取り組みを行います。

さらに、現在スポーツをしていない人たちがスポーツを始めるためのきっかけづくりも必要です。市民に多様なスポーツの機会を提供するため、尾鷲市体育協会をはじめ尾鷲市スポーツ少年団や市民サークルなどの団体と連携し、広く一般が参加できるスポーツ教室や各種大会の開催に努めます。

③人材育成・支援

- ・スポーツ事業を通じた人材育成と支援
- ・各種競技大会や実技講習会等の開催

より高い技能や記録に挑戦するというスポーツ本来の活動の過程で、その成果の発表の場となる競技大会は、大きな意義を持っています。日ごろの練習の成果を発表し、切磋琢磨により競技力を向上させるとともに、多くの競技者とのふれあいを通して親睦や友情を深め、感動を味わい、今後の目標や意欲を持たせる貴重な体験を積むことができます。そのために、各種競技大会や実技講習会等の開催と参加に対する支援に努めます。

【3】スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり

①スポーツ推進体制の充実

- ・スポーツ団体等の育成支援
- ・総合型地域スポーツクラブの育成支援

本市には統括団体として尾鷲市体育協会や尾鷲市スポーツ少年団本部がありますが、総合型地域スポーツクラブの活動も重要になると考えられます。現在、本市には、総合型地域スポーツクラブとして「光ヶ丘スポーツクラブ」がありますが、地域に根ざしたクラブやサークルが自発的に参加できるような土壌づくりを進めるとともに、今後も光ヶ丘スポーツクラブの育成や支援に努めます。

②人材育成と人材活用の推進

- ・スポーツ指導者やスポーツボランティアの確保
- ・スポーツニーズに応じた研修機会の充実
- ・スポーツ団体等の指導者・スタッフの育成支援

スポーツの推進及び競技力の向上やレクリエーションを普及していくうえで、指導者・スタッフは必要不可欠であり、市民の多様化するスポーツニーズに応えるためにも、関係団体・機関と連携を図りながら、研修会や講習会を開催するなど指導者・スタッフの育成支援に努めます。

また、自らの意思で「自分のやれる範囲でお手伝いしよう」というボランティア精神は、スポーツの分野でも大変貴重なものです。大きな大会の運営支援のみならず、地域のスポーツ団体の運営にも、指導者や運営スタッフとしてのボランティアが不可欠で、その育成とマネジメントが重要な課題です。継続的に安定したスポーツ活動ができるよう、指導者やスポーツボランティアの育成・確保に努めます。

③施設等の整備と効率的な運営

- ・安全で安心な施設等の整備
- ・学校体育施設等の開放の促進
- ・効率的な施設の管理運営

誰もが気軽に気持ち良く利用できる安心で安全なスポーツ施設が求められるなか、本市におけるスポーツ施設は、進行する老朽化への十分な対応が行えていない状況にあります。

スポーツ振興を図る上で、身近でスポーツに親しむことができ、競技水準や体力の向上、健康増進などにもつながるスポーツ施設の役割は重要です。こうした意義をしっかりと認識したうえで、本市の厳しい財政状況はもとより、今後の深刻な人口減少・少子高齢化の進行に伴うスポーツ人口そのものの減少についても十分考慮し、これらの実状に即した施設整備や整理、効率的な管理運営等を、スポーツ振興と合わせて行う必要があります。

そこで、今後の施設整備にあたっては、既存施設の補強や長寿命化を検討しつつ、市民要望に加えて、本計画におけるスポーツ振興の視点、教育上の観点、人口推移、財政状況、市内や近隣に所在する他施設の状況などを総合的に勘案のうえ、各施設について整備方針を定め、助成制度や過疎対策事業債等の活用も図りながら、計画的に取り組みます。

また、一般開放を行っている学校の体育館やグラウンドなどの運動施設は、地域住民にとって身近なスポーツ施設であり、さらに活用が進むよう利用促進に努めます。

尾鷲市運動施設の整備方針（案）

名 称	建 設 年 等	整 備 方 針
尾鷲市営野球場	昭和62年 3月	現状での維持活用・必要に応じて部分改修
尾鷲市立運動場	昭和42年 7月	現状での維持活用・必要に応じて部分改修
テニスコート	昭和62年 2月：改修	元東邦テニスコートを廃止し、市立運動場テニスコートに統合したうえで改修
尾鷲市体育文化会館	昭和42年 7月	現状での維持活用・必要に応じて部分改修、学校体育施設開放・他施設活用方針の検討、尾鷲市庁舎等整備基本計画（仮称）で検討
尾鷲市立武道場	昭和56年12月	現状での維持活用・必要に応じて部分改修
尾鷲市九鬼体育館	昭和52年10月	現状での維持活用・必要に応じて部分改修を行うが、将来的に運動施設としては廃止
大曾根公園テニスコート	平成24年10月：改修	現状での維持活用・必要に応じて部分改修

※プールを含むその他の施設については、市単独で所有できるまでの間、他市町施設の相互利用をすすめる。

④他市町と連携したスポーツ施設の活用

- ・市民ニーズに応じた施設活用の推進
- ・他市町等と連携した施設の相互利用

東紀州地域には優れたスポーツ施設や海・山・川といったフィールドも豊富であり、各種スポーツ大会が市町で協力し合って開催されるなど、スポーツを通じた交流が行われています。また、他市町施設の相互利用については、スポーツによる地域間交流を図ること

にもつながります。

本市では、広く市民が利用していた民間の水泳施設が閉鎖されて以降、市民プールが未整備となっていることから、近隣市町のプールを利用している市民に対して費用の一部を助成する補助制度を設けています。市民ニーズに対応したスポーツ施設の活用については、ニーズのある全ての施設が整備されているわけではないことから、他市町等と連携した施設の相互利用を促進するとともに、その支援策等について検討します。

⑤情報提供の充実

・的確なスポーツ関連情報の提供

スポーツや健康に関する事業・イベント・大会・各種教室や正しい運動の仕方・健康に関する情報などを、福祉保健課をはじめ関係機関と連携を図りながら総合的に収集・管理し、広報・ホームページ等でわかりやすく提供します。

さらに、ニュースポーツは、だれもが気軽に身体を動かし、コミュニケーションやスポーツを楽しみながら家族や世代間の交流を深められることから、スポーツ・レクリエーション大会などの機会を通して紹介し、その普及を図ります。

【資料編】

資料編

【用語解説】

★尾鷲市スポーツ少年団本部

尾鷲市スポーツ少年団本部とは、市内の各スポーツ少年団を健全に育成指導することを目的として、体育協会役員、各スポーツ少年団代表、学識経験者らで組織された団体です。

各スポーツ少年団では、スポーツを通じて青少年の体力増進と技術の向上を図り、あわせてその健全な育成と指導を目的として設立・活動しています。

平成27年6月の時点で設立されている団体（9団体）は、次のとおりです。

■尾鷲市スポーツ少年団（9団体）

・尾鷲剣道スポーツ少年団	・尾鷲卓球スポーツ少年団	・尾鷲ミニバスケットボールスポーツ少年団
・尾鷲柔道スポーツ少年団	・尾鷲バドミントンスポーツ少年団	・尾鷲野球スポーツ少年団
・尾鷲ソフトボール少年団	・尾鷲バレーボールスポーツ少年団	・尾鷲陸上スポーツ少年団

★尾鷲市体育協会

尾鷲市体育協会とは、市内における各種スポーツを統括する団体で構成された組織で、それぞれを統括・代表する団体です。スポーツやレクリエーションの普及、スポーツ振興に寄与することを目的としており、各競技団体においても、市民スポーツの活性化と競技力の向上を目指した活動が行われています。

平成27年6月の時点で、加盟している団体（21団体）は、次のとおりです。

■尾鷲市体育協会加盟団体（21団体）

・空手道協会	・相撲連盟	・バスケットボール協会
・弓道協会	・ソフトテニス協会	・バドミントン協会
・剣道連盟	・ソフトボール協会	・バレーボール協会
・柔道協会	・体操協会	・ハンドボール協会
・少林寺拳法協会	・卓球協会	・ヨット協会
・水泳協会	・テニス協会	・陸上競技協会
・スキー協会	・軟式野球連盟	・レスリング協会

★スポーツ推進委員

スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法第32条に規定された非常勤の委員で、本市に

おけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、市民への実技の指導、スポーツ活動促進のための組織育成の支援、学校や行政機関をはじめスポーツ団体等が行うスポーツ行事や事業への協力、その他スポーツに関する指導や助言を行っています。

平成27年6月の時点では、14人（男性10人・女性4人）が本市のスポーツ推進委員に委嘱されています。

★総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとは、身近な地域の施設を拠点にスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、住民によって自主的・主体的に運営されるものをいいます。

平成27年6月の時点で、本市には「光ヶ丘スポーツクラブ」があります。

★ニュースポーツ

一般に、比較的新しく考えられたスポーツや新しく日本に紹介されたスポーツなどの総称で、野球やサッカー、陸上競技などのように競技性を重視するというよりも、グラウンドゴルフやユニカールなど、誰もが気軽に参加して楽しむことを重視するスポーツをいいます。

平成27年6月の時点で、尾鷲市体育文化会館で用具の貸出を行っているニュースポーツの種目は次のとおりです。

■尾鷲市体育文化会館で用具の貸出が可能なニュースポーツ（11競技）

・クロリティー	・バグジー	・ユニカール
・シャッフルボード	・バンブーダンス	・ラウンドパスゲーム
・ディスクゲッター	・フロートR	・リングキャッチ
・ドッジビー	・ペタンク	

★おわせ海・山ツデーウォーク

熊野古道の世界遺産登録を契機に、平成16年から始まったウォーキング大会です。三重県立熊野古道センターをスタート地点として、熊野古道の各峠道を中心に尾鷲の海や山を体感できるコースが設定され、峠を越える健脚コースのほか、歩きやすい家族向けコースなどが用意されます。

また、毎年11月に開催されているこの大会は、「オールジャパンウォーキングカップ認定大会」「東海・北陸マーチングリーグ加盟公式大会」「日本市民スポーツ連盟公認大会」に認定され、県内外から参加者が訪れます。

★ココロとカラダの健康増進ウォーキング事業

誰もが手軽に行えるウォーキングを通して効果的に健康増進を図るための事業で、高血圧や糖尿病など生活習慣病の予防、運動機能の低下を防ぐ介護予防（ロコモティブシンドローム予防）、心の健康づくりなどを目的としています。

市内各所にウォーキングコース（尾鷲市健康ウォークコース）を設定した20の「ココロとカラダの健康ウォーキングマップ」を作成し、また、継続支援のために「てくてくウォーク60万歩の旅」マップも用意しています。

平成27年6月の時点での尾鷲市健康ウォークコースは、次のとおりです。

■尾鷲市健康ウォークコース（20種類）

- ・ Vol. 1 市街地コース（5.2 km）
- ・ Vol. 2 天満浦みかんの丘コース（9.8 km）
- ・ Vol. 3 まちなか路地コース（3.9 km）
- ・ Vol. 4 三木里海岸周辺コース（ショート）（2.0 km）
- ・ Vol. 5 三木里野鳥の小径・海岸周辺コース（ロング）（6.6 km）
- ・ Vol. 6 向井ロングコース（3.3 km）
- ・ Vol. 7 向井ショートコース（2.2 km）
- ・ Vol. 8 曾根まちなかコース（1.8 km）・浄の城オプションコース（1.2 km）
- ・ Vol. 9 三木浦町なかコース（3.2 km）・町なか+オプションコース（3.7 km）
- ・ Vol.10 梶賀町なかコース（1.7 km）・旧小学校オプションコース（0.3 km）
- ・ Vol.11 梶賀峠コース（3.2 km）
- ・ Vol.12 矢浜コース（3.2 km）
- ・ Vol.13 北浦コース（3.3 km）
- ・ Vol.14 九鬼町なかコース（1.9 km）・九木神社オプションコース（1.2 km）
- ・ Vol.15 早田町なかコース（2.1 km）・茜の森コース（6.3 km）
- ・ Vol.16 古江町なかコース（2.2 km）・古道コース（1.65 km）
- ・ Vol.17 賀田町なかコース（4.0 km）・羽後峠コース（3.4 km）
- ・ Vol.18 須賀利町なかコース（1.65 km）・オプションコース（2.0 km）
- ・ Vol.19 向井・大曾根コース（9.6 km）・行野コース（3.4 km）
- ・ Vol.20 まちなか歴史探索コース（4.65 km）

市内に所在する公共スポーツ関連施設の概要

①尾鷲市運動施設

【問い合わせ先】体育文化会館（☎：0597-23-8299）

名 称	位 置	備 考
尾鷲市営野球場	尾鷲市大字矢浜字真砂 997 番地ノ 1	両翼 91m、ホーム・センター間 115m
尾鷲市立運動場	尾鷲市中川 1277 番	ソフトボール場 2 面、300mトラック 1 面
テニスコート	同上	ハードコート 4 面、ナイター設備あり
尾鷲市体育文化会館	尾鷲市中村町 10 番 50 号	バトミントン 6 面、バレーボール 2 面、卓球 10 面、ソフトテニス 1 面
尾鷲市立武道場	同上	延べ床面積 178 ㎡
尾鷲市九鬼体育館	尾鷲市九鬼町 1110 番地	延べ床面積 638 ㎡

②その他のスポーツ関連施設

【問い合わせ先】体育文化会館（☎：0597-23-8299）

名 称	位 置	備 考
大曾根公園 テニスコート	尾鷲市大曾根浦 291	公園付属施設、オムニコート 2 面 ナイター設備なし

③市立学校体育施設の開放（学校教育に支障のない範囲で開放）

【問い合わせ先】体育文化会館（☎：0597-23-8299）

※輪内中学校は、賀田コミュニティセンター（☎：0597-27-2088）が問い合わせ先です。

名 称	位 置	備 考
尾鷲中学校	尾鷲市矢浜二丁目 16 番 7 号	体育館・武道場・テニスコート
輪内中学校（※）	尾鷲市賀田町 572 番地	体育館
尾鷲小学校	尾鷲市中村町 4 番 58 号	同上
宮之上小学校	尾鷲市宮ノ上町 6 番 48 号	同上
矢浜小学校	尾鷲市矢浜二丁目 3 番 52 号	同上
向井小学校	尾鷲市大字向井 134 番地 12	同上

④県立学校体育施設の開放（学校教育に支障のない範囲で開放）

名 称・問い合わせ先	位 置	備 考
尾鷲高等学校 ☎：0597-22-2115	尾鷲市古戸野町 3-12	武道場・テニスコート・弓道場
	尾鷲市光ヶ丘 28-61	武道場・運動場・レスリング場
東紀州くろしお学園尾鷲分校 ☎：0597-23-1531	同上	体育館

尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する尾鷲市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育・行政機関関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

- 2 関係機関・団体等の職をもって選任又は推薦された者にあつては、その職にある機関までとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条

- 1 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、2名とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

尾鷲市スポーツ推進計画策定委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	長 野 公 昭	尾鷲市体育協会会長
副委員長	五 味 正 樹	尾鷲市校長会
副委員長	湯 浅 祥 司	尾鷲市社会教育委員長
委 員	上 岡 雄 児	尾鷲市教育委員会委員長
委 員	上 村 隼 右	尾鷲市老人クラブ連合会会長
委 員	小 倉 とし子	尾鷲市社会教育委員
委 員	加 藤 一 至	尾鷲市自治会連合会副会長
委 員	塩 津 史 子	尾鷲市連合婦人会会長
委 員	神 保 中	三重県スポーツ推進委員協議会評議員
委 員	仲 哲 生	尾鷲市スポーツ少年団本部長
委 員	堀 田 広 幸	尾鷲市PTA連合会会長
委 員	森 直 紀	尾鷲商工会議所
委 員	北 村 琢 磨	尾鷲市市長公室長
委 員	三 鬼 望	尾鷲市福祉保健課長
委 員	野 地 敬 史	尾鷲市水産商工食のまち課長
委 員	更 谷 哲 也	尾鷲市建設課長
委 員	佐 野 憲 司	尾鷲市教育委員会教育総務課長
委 員	山 本 樹	尾鷲市教育委員会教育総務課調整監
事務局	二 村 直 司	尾鷲市教育長
事務局	芝 山 有 朋	尾鷲市教育委員会生涯学習課長

尾鷲市スポーツ推進計画

発行：尾鷲市教育委員会

発行年月：平成27年12月

〒519-3616

三重県尾鷲市中村町10番41号

TEL：0597-23-8293 FAX：0597-22-0080

E-mail：syougai@city.owase.lg.jp

